

被災建物の公費による 解体撤去と事務について

令和元年11月
横浜市資源循環局 車両課長
茶山 修一

ここでは、豪雨災害、土砂災害が多発する日本において、災害から復興する上で避けて通れない「損壊家屋等の解体撤去」について説明させていただきます。府県、市町村の皆様にとって、多少なりともご参考になれば幸いです。



(上写真：平成23年3月 宮城県多賀城市)

(右写真：平成30年7月 広島県安芸郡熊野町)



確認～災害廃棄物とは～

● 災害廃棄物とは何か

災害のために発生した、生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物を災害廃棄物という。(環境省)

災害によって倒壊した家屋や工作物、使用不能となった家具、電化製品、畳、寝具、玩具、自動車、舟艇…。



身の回りのあらゆる財物が、災害を契機に「廃棄物」になってしまう！！

法的には、**災害廃棄物は一般廃棄物である。**（産廃以外は全て一廃・・・廃掃法第2条）



市町村に処理責任がある。

家屋等の解体・撤去について

1 家屋等の撤去？解体？

被災家屋・建物（以下「家屋等」という。）の「解体」は本来、所有者が実施することとされている。このため通常の災害では、市町村による家屋等の「解体」は災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象とはしていない。

→ 「解体」はあくまでも「財産」の「処分」行為の一つ。原則所有者責任。

被災した家屋等の災証明の判定が「全壊」となった場合、その家屋等は「本来の機能を持たない物件」、すなわち「廃棄物」とみる（観念する）こともできる。

この場合、所有者等からの申請があれば、「全壊」家屋等は「災害廃棄物」であって、それを公費で「撤去」することは「補助対象」となり得る。

極端な激甚災害の場合には、半壊以上の撤去を補助対象にすることもある。（東日本、熊本、西日本豪雨）

半壊や大規模半壊の場合は、事実上「解体」作業をしてからの撤去となる。

∴これを「公費解体」と呼んでいる。



2 補助対象となる家屋等の「解体」とは？

家屋等の「解体」は本来、所有者が実施することである。

しかし、阪神・淡路大震災以降、著しく甚大な被害を伴う災害では、「全壊」以外の家屋等についても、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象として市町村による「解体・撤去」を認めたことがある。

これまで東日本大震災や熊本地震のみで適用されており、昨夏の広島県内等もいわゆる「公費解体」が適用されることとなった。

- ・ 極めて大規模な災害の場合、状況によって被災家屋等の「解体」を公費により実施することがある。
- ・ その場合は、一定以上の被害の判定を受けた個人所有の家屋、中小企業の所有建物、これらと一体となって撤去する工作物が対象。
- ・ 東日本大震災や熊本地震では、り災証明の判定が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の場合、市町村が所有者に代わって「公費」で行った家屋等の解体を、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象とした。
- ・ また、公費解体の募集より先に「自費」解体した所有者や中小企業者に対して、解体に要した経費の一部を「償還」(公費解体対象となる被害の場合で市町村の設計した額と比較し安価な額まで)することもある。

【参考】公費解体の作業光景



(写真：3枚とも多賀城市ホームページより)

3 家屋等解体・撤去事務

(1) 申請者（所有者等）から見た、大まかな事務の流れ

- ① り災証明の申請、り災証明書の受領。
- ② 必要書類(申請書、り災証明書、印鑑、身分証明書、登記事項全部事項証明書)を揃える。
- ③ 必要書類を持参し市町村役所の窓口で申請する。
- ④ 市町村担当者、解体業者と申請者による現場打合せ・解体前確認。
- ⑤ 解体作業の実施(廃材等の搬出)。
- ⑥ 解体・撤去完了。

(2) 前記事務のために市町村が準備すべきこと（そのⅠ）

り災証明の判定結果が「全壊」以外に「大規模半壊」「半壊」についても補助対象となることがあり得るので、り災証明が出ていない場合も見越した制度設計・運用する必要がある。（また、住家以外の取扱いをどう想定し運用するのか。）

発災後、環境省から府県を通じてさまざまな通知が電子メール等で発出されるので、必ずご確認していただきたい。

(3) 前記事務のために市町村が準備すべきこと（そのⅡ）

- ① り災証明のための家屋調査体制と発行時期の確認。
合わせて、固定資産税部門から台帳情報を入手する体制を構築。
地籍調査の情報も不可欠。（建物等撤去後、境界線不明を防ぐため。）
- ② 環境省の通知内容の確認。
- ③ 制度設計（家屋等公費解体のための要綱制定、公費解体対象とする要件、申請期限など）。
- ④ 制度設計時点での申請件数の予測。（全半壊の全てが申請ではない。）
- ⑤ 公費解体を実施する事業者への発注方法の検討。
緊急随契の適否 → 遅くなると緊急性は乏しく入札すべきケースも！
- ⑥ 公費解体を実施することで発生する、災害廃棄物（廃木材など）量の推計と処理ルートの構築。
- ⑦ 住民広報手段の検討。
- ⑧ 公費解体に先行（又は平行）して自費で解体した住民向けの対応策。
- ⑨ 事務体制の構築（発注事務、そのための設計図書の作成、申請受付、電話問い合わせへの対応、現地立会）
- ⑩ 解体証明要否の検討、法務局との調整。

など、家屋等の公費解体を実施する上で検討しなければならない事項は多岐にわたる。

(4) 補助金を受けるために注意すべきこと

① 解体・撤去事業者への発注について

- 災害協定がある場合、協定の相手方が優先されると考えられる。
- しかし、発注**金額が妥当か**どうかは厳しくチェック(査定)される。
(協定に価格に関する記述はあるか。その都度協議か確認。)
- 発注時期にもよるが、**競争性**や金額の妥当性が問われる。
- また、市町村の**設計金額についても妥当性が問われる。**
- 非常時も「なんでもあり」ではない。**競争入札実施が望ましい。**

② 委託料か工事請負費か

- これまでの大規模災害では**委託料**による場合が圧倒的に多い。
- 設計は家屋等の「建て方」(木造か、RC造か等)ごとに、1m²当たりの解体費をあらかじめ算定し、これに想定件数の合計延べ床面積を乗じて設計金額とすることが多い。
- 但し、大規模マンションなどでは、1物件ごとの設計を行い、入札した上で**工事請負費で実施**した例もある。

③ 諸経費の扱い

- 災害廃棄物処理事業費補助金では、
諸経費は15パーセントまで補助対象。

(5) 庁内体制の早期確立

① 建設部門の協力

- 公費解体に際しては、**設計図書がきちんと出来ているか**は最初のポイントになる。
- 設計が不出来、または明らかに相場を無視したものの場合、**査定**で切られる恐れが高い。
- いわゆる「物価本」の準備をはじめ、**技術的な部分と相場感**を持つ部署の協力を早期に得ることが肝要。(他都市の応援も有効。)

② 財政、契約部門、会計部門の協力

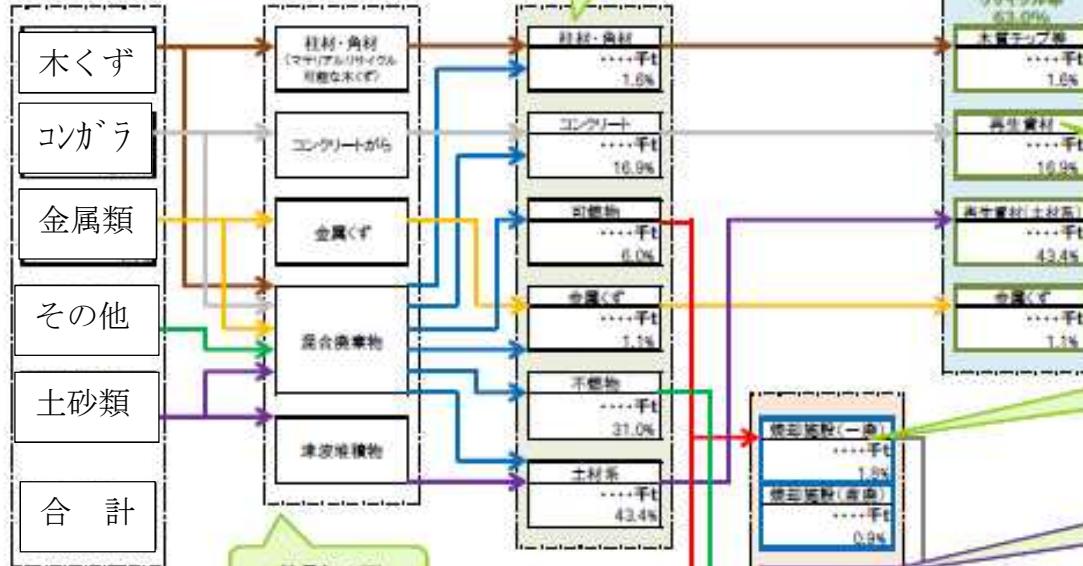
- これまでの大規模災害では**契約課の協力度合が影響大。**
- 特に「査定」を受ける際は、市町村としての契約の説明、契約手法やルールの説明が不可欠。
- 財政、契約事務、会計ルールにどこまで精通しているか。

③ 人事部門の協力

- 柔軟な人事、または長期アルバイト雇用が必要。
- 公費解体開始後は正規職員1～2名では瞬時に事務が破綻する。
- **災害廃棄物専門のチームを編成することが望ましい。**

解体後、発生廃棄物の分別フローの例

【処理フローの例】



リサイクル可能な品目は原則、再利用

リサイクルできない可燃物は焼却

市内余力の超過分の焼却先を検討

可燃物の焼却灰は不燃物に加算

リサイクルできない不燃物は埋立

市内余力の超過分の埋立先を検討

$$A + B + C + D + E = \frac{\text{合計}}{(1)} \cdots \text{平t} 100.0\%$$

リサイクル + 処理・処分 + 要検討処理処分量

(6) 補助金対応

災害等廃棄物処理事業費補助金は、「災害のために発生した、生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物」の処理に係る費用について、財政的に支援するもの。**事業主体は市町村で、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業が対象**となる。

家屋等については「**全壊の家屋等の解体・撤去**」が補助対象となるが、東日本大震災や熊本地震規模の災害では半壊以上対象とすることがある。

詳細は環境省HP掲載の「災害関係業務事務処理マニュアル」を参照されたい。

(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/manual140625set.pdf>)

【今回の総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ】



「補助率 1 / 2、補助うら」は国庫補助対象事業費を 100 としてのものである。

◎ 補助金を受けるときには「災害査定」がある

① 災害査定とは

- 補助金が適正に執行された(又は、執行される予定)かどうか、所管省庁と財務省が市町村から提出された書類をもとに審査。
- 大規模な災害の場合、現地調査も行いつつ、市町村役所で査定を実施する。複数の日数を要することも多い。
- 前述の設計図書、各種見積、契約書類、支出関係書類、伝票類、申請書など、12センチファイル換算5~10冊程度の場合もある。

② 査定で「切られる」例

- ・ 個別事業について、補助金を用いて実施する合理的理由がない。
- ・ 事業実施はよいが、**設計、契約手法、期間、履行状況等に問題**がある。
- ・ **必要とされる書類がない**(これは論外である。)。
- ・ **諸経費が認められた率を超過している場合の超過部分。**
- ・ **他省庁の補助制度を適用すべきものや重複申請**(これも論外。)。

等々、さまざまミスで悲劇が・・・。

(7) 最後に

様々な災害のたびに、多くの悲劇と苦難を受けてきました。

しかし、乗り越えられないものはない、という信念を持つべきです。

住民の生活再建は、府県市町村の皆さんの行動にかかっています。

→ 役所内部、府県、近隣市町村との連携、そして民間との連携により、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理推進を進め、一日でも早い郷土の復旧、復興を進めるよう努めましょう。

ご清聴ありがとうございました。 13